

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月12日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	三井 経 光
同	池田 清

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	平成28年度の措置状況	平成29年度の措置状況	担当課
<p>Ⅱ 公有財産の資産評価 1. 資産評価について ＜長野駅東西自由通路＞ (報告書60ページ)</p>	<p>普通財産は、原則として売却可能資産に分類しうるものだが、それは「現に公用もしくは公共用に供されていない公有資産」を云うのであって、「長野駅東西自由通路」には、公共用に供されている通路も含まれている。 「長野駅東西自由通路」は、「通路」と「自由通路広場等」に大別されるが、当初の協議における財産区分では「長野駅東西自由通路」を一括して、全てを普通財産としている。それ故、当初の協議における財産区分に問題ありと考えられる。 当時の条例に於いて、貸付の発生が想定される場合には、普通財産として取り扱った経緯があるとはいえ、「通路」として使用している部分と、イベント等で多目的に活用する「自由通路広場等」の部分に区分し、現状の用途に則した分類をされたい。 「長野駅東西自由通路」 「通路」 行政財産 「自由通路広場等」 普通財産</p>	<p>建設時の原協定当時にJRは行政財産としないことを条件に通路の建設を承知したものであり、あらためて駅整備完了に伴いJRと協議を行なったが、JRに行政財産とすることは拒否された。 底地もJRのものであり、行政財産とすることは今後も不可能である。</p>	<p>平成29年度に、行政財産とすることが可能か再度JRと協議を行うこととしている。その結果を受け、結論を出していく予定である。</p>	<p>平成27年11月25日付けで市とJR東日本の間で締結された「長野駅東西自由通路及び善光寺口駅前広場の使用に関する確認書」において、長野駅東西自由通路の「通路部分」も「広場部分」と同様に貸付施設に位置付けられている。現状においてもJR施設と共用しながら広告物掲出などの貸付により、多目的に活用している。 貸付において、現状のとおり普通財産で支障がない。なお、本件はJR東日本と相互協議し、確認済みである。</p>	<p>監理課 (監査当時の担当課: 管財課・駅周辺整備局 H27から所管変更)</p>
<p>2. 減価償却について (監査の結果等) イ【意見】 (報告書98ページ)</p>	<p>長野市では、財務書類の内部管理への活用を行っていないとのことである。減価償却を含めたフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書を作成して、財務書類の内部管理への活用を図ることを望みたい。</p>	<p>現在の本市の行政コスト計算書は、「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、事業別・施設別のフルコストの把握は不可能である。 今後、国から新たな公会計基準が示された際に、改めてフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書の作成について検討していく。</p>	<p>現在の本市の行政コスト計算書は、「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、事業別・施設別のフルコストの把握は不可能である。 今後、国から新たな公会計基準が示された際に、改めてフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書の作成について検討していく。</p>	<p>総務省から、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、長野市では平成28年度決算から新基準による財務書類の作成を予定しており、改めてフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書の作成について検討していく。</p>	<p>総務省から、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、長野市では平成28年度決算について統一的な基準による財務書類を作成した。今後、内部管理等に活用していく。</p>
<p>14. 母子寡婦福祉資金貸付金 イ 時効の管理について【意見】 (報告書271ページ～272ページ)</p>	<p>長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準及び母子寡婦福祉資金貸付金債権管理事務フローでは時効管理についての記述がなく管理方法が明確になっていない点がある。特に事業開始資金、事業継続資金の時効期間は5年であり、他の債権の10年とは異なった管理が求められる事業開始資金、事業継続資金については、償還期限から(時効中断事由があればその時点から)5年の経過が迫っている債権については、その債権の回収の可能性を十分調査のうえ、債務承認や分割納付により時効の中断を図る必要があり事務取扱基準を整備し債権管理されたい。</p>	<p>事務取扱基準及び債権管理事務フローへの記述については、平成26年度中に改正の検討を行う。 また、償還期限から5年の経過が迫っている債権については、再確認し、債権の回収に努める。</p>	<p>債権管理の記述については、引続き要領並びに基準の改正等の検討を行ってきたが、国の法改正などがあり、現行の要領や基準の整備にあたり、再検討することとなった。 また、償還期限から5年の経過が迫っている債権については、再確認し、債権の回収に努めている。</p>	<p>債権管理の記述について、引続き要領並びに基準の改正等の検討を行っていきたい。 また、償還期限から10年(事業開始資金等の商事債権5年)の経過が迫っている債権については、再確認し、債権の回収に努めている。</p>	<p>償還期限から10年(事業開始資金等の商事債権5年)の経過が迫っている債権については、台帳等再度確認の上債権回収に努めている。また、本年度事務取扱要領改正にあたり新たに時効援用の記載を追加した。</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	平成28年度の措置状況	平成29年度の措置状況	担当課
<p>16. 国民健康保険料 ア 延滞金の免除、減免規定を整備されたい 【意見】 (報告書290ページ)</p>	<p>「長野市国民健康保険条例」第26条において、保険料が納期限後に納付される場合における延滞金について規定し同条3項において、「市長は必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。」とされている。 平成24年11月8日に滞納に係る国民健康保険料の全額を徴収するために差し押さえ、平成25年6月18日付で取立て手続きを行い、徴収金の全額を回収した。その際、差押日以降の延滞金を「長野県徴収事務取扱要領第6章第1節第2の1(4)ア」の免除規定「滞納に係る県税等徴収金について、その全額を徴収するために必要な財産を差し押さえた場合又は納付すべき県税等徴収金の額に相当する担保の提供があった場合には、当該財産の差押又は担保の提供がされている期間(延滞金が100円につき1日4銭の割合により計算される期間に限る。)に対応する部分の延滞金額の2分の1の額を免除すること(地方税法第15条の9第4項)」を準用し、差押日から換価時点との延滞金差額の2分の1の金額を免除している。実務の執行上やむを得ない点があるが「長野市国民健康保険条例」において延滞金の免除の規定は明示されていない。平成16年の最高裁判所判決(最判平16.4.23)では「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」としている。職権による免除ではなく「長野県徴収事務取扱要領」に準じ延滞金の免除と減免の規定を整備し要領を定めて厳密に運用することが望まれる。</p>	<p>これまで延滞金については、地方自治法第231条の3第3項から、地方税の滞納処分の例により処分している。 このことから、今回ご指摘いただいた案件については地方税法第15条の9第4項に基づき延滞金を1/2に免除にした法定免除である。 今後も法に基づいた免除を実践していくこととする。 また、延滞金の減免については、長野市国民健康保険条例第26条第3項による市長の裁量減免となり、納期限までに納付した納税者との公平を失うことのないよう特に留意し厳正に取り扱わなければならないことから、包括的な運用基準となる「長野県徴収事務取扱要領」の延滞金減免基準を準用している。 長野市税の徴収担当課(収納課)においても延滞金の減免については、厳正に取り扱うため、「長野県徴収事務取扱要領」の基準により、県の徴収事務に合わせた運用を図っていることから、今後も「長野県徴収事務取扱要領」の基準により、県の徴収事務に合わせ厳正な運用を図っていく。 なお、準用する際には、準用項目の明記を徹底していきたい。</p>	<p>延滞金については、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分している。今回ご指摘いただいた案件については、地方税法第15条の9第4項に基づく延滞金を2分の1に免除にした法定免除である。今後も法に基づいた免除を実践していく。 また、延滞金の減免については、長野市国民健康保険条例第26条第3項による市長の裁量減免であり、納期限までに納付した納税者との公平を失うことのないよう特に留意し、厳正に取り扱わなければならないことから、包括的な運用基準である同要領の延滞金減免基準を準用している。長野市税の徴収担当課(収納課)でも同要領の基準を準用し、県の徴収事務に合わせた運用を行っていることから、本課でも同様とする。 なお、準用する際は、準用項目の明記を徹底していく。</p>	<p>延滞金については、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分している。ご指摘いただいた案件については、地方税法第15条の9第4項に基づく延滞金を2分の1に免除にした法定免除である。今後も法に基づいた免除を実践していく。 また、延滞金の減免については、これまで包括的な運用基準である「長野県徴収事務取扱要領」を準用してきたが、平成29年度中に規定を整備し、要綱を定めて厳密に運用していくこととする。</p>	<p>延滞金減免について、「長野県徴収事務取扱要領」の内容を踏まえ、平成29年9月8日付けで「長野市国民健康保険料に係る延滞金減免取扱要領」を施行し、以後要領に基づき、運用している。</p> <p>国民健康保険課</p>